

■建築物衛生法に基づく水質検査

(11、16、28、51項目、消毒副生成物12項目、有機化学物質6項目、フェノール類など)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の検査機関として、東京都知事の登録(登録検査機関)を受けており、延べ床面積3000m²以上の商業施設などの水質検査を行っております。

検査項目	基準値	建築物衛生法					
		11項目	16項目	消毒副生成物12項目	28項目	51項目	有機化学物質フェノール類
一般細菌	100/ml以下	○	○		○	○	
大腸菌	検出されないこと	○	○		○	○	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○		○	○	
pH値	5.8以上8.6以下	○	○		○	○	
味	異常でないこと	○	○		○	○	
臭気	異常でないこと	○	○		○	○	
色度	5度以下	○	○		○	○	
濁度	2度以下	○	○		○	○	
塩化物イオン	200mg/L以下	○	○		○	○	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○		○	○	
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○		○	○	
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		○		○	○	
銅及びその化合物	1.0mg/L以下		○		○	○	
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		○		○	○	
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		○		○	○	
蒸発残留物	500mg/L以下		○		○	○	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			○	○	○	
臭素酸	0.01mg/L以下			○	○	○	
塩素酸	0.6mg/L以下			○	○	○	
クロロホルム	0.06mg/L以下			○	○	○	
プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			○	○	○	
ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下			○	○	○	
プロモホルム	0.09mg/L以下			○	○	○	
総トリハロメタン	0.1mg/L以下			○	○	○	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下			○	○	○	
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下			○	○	○	
トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下			○	○	○	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			○	○	○	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					○	
四塩化炭素	0.002mg/L以下					○	○

ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下					○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下					○	○
ベンゼン	0.01 mg/L 以下					○	○
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下					○	○
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下					○	○
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下					○	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下					○	
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下					○	
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下					○	
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下					○	
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下					○	
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下					○	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下					○	
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下					○	
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下					○	
カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下					○	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下					○	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下					○	
フェノール類	0.005 mg/L 以下					○	○
ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下					○	
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下					○	